

## 外国での船舶の裁判上の売買及びその承認に関する国際条約案

——二〇一四年六月万国海法会ハンブルグ国際会議総会における成案成立——

中村 哲朗

### 一 国際条約案成案に至るまでの経緯

船舶の裁判上の売買の効果を実施国以外の第三国においても認めることを目的とする国際条約案を作成する万国海法会の作業は、以下の経緯を経て二〇一四年六月成案となった。

二〇〇七年 万国海法会執行評議会では問題の検討を行うことを決定。

二〇〇八年一〇月 万国海法会アテネ総会にて中国海法会Henry Hai Li氏による報告。国際作業部会設置。

二〇一〇年一〇月 万国海法会ブエノスアイレス・コロキアムにて、国際作業部会による状況報告及び議論<sup>(1)</sup>。国際文書案作

成を推奨。

二〇一〇年一二月 国際小委員会設置。

二〇一一年八月 第一次草案を作成。各国海法会へ回付。

二〇一一年九月 オスロ国際小委員会にて第一次草案検討。<sup>(2)</sup> 第二次草案を作成。

二〇一二年一〇月 北京総会国際小委員会により第二次草案検討。第三次草案（北京草案）作成。<sup>(3)</sup>

二〇一三年三月 北京草案を各国海法会に回付しコメント要請。

二〇一三年九月 ダブリン国際小委員会にて各海法会代表による意見陳述及び議論。

二〇一四年二月 国際作業部会により改訂北京草案を作成。<sup>(4)</sup> 各国海法会に回付しコメント要請。<sup>(5)</sup>

二〇一四年六月一四—一六日 ハンブルグ国際小委員会にて成案作成。

二〇一四年六月一七日 ハンブルグ国際会議総会にて成案成立。<sup>(6)</sup>

本稿では、成案となった外国での船舶の裁判上の売買及びその承認<sup>(7)</sup>に関する国際条約<sup>(8)</sup>（北京草案）（ハンブルグ改定案）の内容について説明すると共に、必要に応じてハンブルグ国際小委員会及び総会ないしそれ以前の国際小委員会での議論にも言及して報告<sup>(9)</sup>としたい。<sup>(10)</sup> なお、ハンブルグでの本題に関する国際小委員会及び総会には、藤田友敬教授及び筆者が出席した。本条約案はUNCITRALないしIMOなどの適当な国際機関に回付され検討を促すこととなっている。

(1) 拙稿「外国での船舶競売の承認」海法会誌復刊五四号三五頁（以下、「ブエノスアイレス報告」）。

(2) 拙稿「外国での裁判上の売買の承認に関する文書」同五五号四九頁（以下、「オスロ報告」）。

- (3) 拙稿「外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約」同五六号一三頁（以下、「北京報告」）。
- (4) 拙稿「外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約」同五七号一一五頁（以下、「ダブリン報告」）。
- (5) 中国、韓国、スペイン及びイタリー各海法会によりコメントが提出された。日本海法会は、万国海法会による推奨（ダブリン報告一一七頁参照）に従い日本船主協会及び法務省に問い合わせを行った上でコメントを提出した。
- (6) 成案は、総会前の全体会議で採択され、中国海法会代表がオーストラリア・ニュージーランド海法会代表の支持の下に総会に提案した。総会では、米国・ブラジル・ポーランド各海法会の棄権を除き反対はなく、他の全出席各国海法会（二三カ国）の賛同を得て採択された。なお、米国海法会は、後に賛同の決議をなし万国海法会事務局にその旨報告している
- (7) ハンブルグ国際会議において、フランス海法会代表より、本条約案の内容は単なる「承認」に関する事項のみでなく裁判上の売買の手續の詳細、「承認の効果としての登記変更義務なども規定しており「裁判上の売買の承認に関する条約」とするのは適当でない、との提案がなされ、ギリシャ、中国海法会などもこれに賛同した。結局、「裁判上の売買及びその承認に関する条約」と改名されることで大多数の承認を得た。
- (8) 北京国際小委員会において、「国際文書案」を「条約案」とすることとした。北京報告一五頁参照。
- (9) 本号末尾に成案及び仮訳を掲載。
- (10) 本条約案は、ハンブルグ国際会議総会で成案となったが、北京総会で採択予定であった経緯から、ハンブルグ国際会議総会で、正式名称に「（北京草案）」の文言を加えることと決議された。成案までにこのような長期間を要したのは、船舶競売手續に関する各国の法制及び実務が大きく異なる（ブエノスアイレス報告書参照）ことを原因とする。その背景には英米法系諸国と大陸法系諸国との間の船舶競売及びその手續に関する理念の相違がある。その結果、条項そのものだけでなく仔細な語句についても様々な議論がなされることとなった。紙数の関係上、これに関する細かな議論にまで言及し得ないが、極めて興味深い議論がなされた。

## 二 北京草案（ハンブルグ改定案）の骨子

一、承認の対象となる裁判上売買の原因債権を抵当権・先取特権などに限定せず、他国での裁判所その他権限機関が行う裁判上売買で、それによって抵当権その他の権利制限のない所有権を競落人に与える裁判上売買としている。

二、裁判上売買の通知先を船舶登記の内容を前提に限定列挙している。

三、裁判所など裁判上売買実施機関が裁判上売買による負担のない所有権の移転について証明書を発行し、これを裁判上売買完了の証拠としている。

四、裁判上売買に対する異議を実施国の裁判所の専属管轄とし異議申立てできる者も限定し、裁判上売買の効果の安定を計ろうとしている。

五、他国の裁判所が承認拒否できる場合を公序良俗違反など最低限の場合に限っている。

六、一九九三年の海上先取特権及び抵当権に関する国際条約（以下、「一九九三年条約」）及び一九九九年の船舶の差押に関する国際条約（以下、「一九九九年条約」）その他船舶競売ないし送達関係の既存の条約との整合を計ろうとしている。

七、承認の対象となる裁判上売買の実施国を締結国に限定していないが、裁判上売買の実施国を締結国に限定する留保権を締結国に与えている。

### 三 逐条コメント

#### 前文<sup>(11)</sup>

本条約の目的及び作成にあたっての認識<sup>(12)</sup>を述べている。すなわち、

一、海事債権の担保・実行<sup>(13)</sup>及び判決・仲裁判断の執行としての船舶の裁判上売買の効力は実施国以外の他国でも認められる必要がある（第一文）。

二、船舶の裁判上売買が他国でも効力が認められなければ買受人の地位が不安定となり裁判上売買自体にも悪影響を及ぼす(第二文)。

三、船舶の裁判上売買及びその後の所有権移転<sup>(14)</sup>に対する裁判上売買実施後の異議を限定し買受人を保護すべきである(第三文)。

四、船舶の裁判上売買完了後の船舶はそれ以前の債権による船舶差押の対象とならない(第四文)。

五、上記の目的を達するため、船舶の裁判上売買の手続(特に通知)、効果、船舶登記について統一規則が必要である(第五文)<sup>(15)</sup>。

(11) 北京国際小委員会、条約の趣旨を明確にするため、前文を設けることとなった。北京報告一六頁参照。

(12) 問題の所在及び不都合が生じた前例については、ブエノスアイレス報告三五頁以下を参照。

(13) ハンブルグ国際小委員会、「担保」の文言を外すべきとの提案がなされたが、担保取得のための競売申立がある以上、外す理由はない。大多数の反対により不採用となった。

(14) ハンブルグ国際小委員会、英米法系国海法会の代表より「所有権 (ownership)」ではなく「権限 (title)」の文言を使用すべきであるとの提案がなされたが、大陸法系国にはこの概念に当たるものはなく、大多数の反対により不採用となった。

(15) 北京国際小委員会後の草案には、船舶の裁判上売買に対する異議申立については裁判上売買の実施国の裁判所の専属管轄にすべきとの第五文があったが、日本海法会を含む相当数の国の代表より、条約本文に十分な条項があり公序良俗違反などの場合の裁判上売買実施国以外の国の裁判所の管轄との関係で混乱を生じるゆえ削除すべきとの提案があり、僅差ではあったが削除されることとなった。

## 第一条 定義

承認（一四項）の対象となる裁判上売買には、裁判所（五項）による競売のみでなく権限機関（四項）が行う結果としてすべての権利制限（先取特権（九項）等登記如何にかかわらずすべての「担保」<sup>(17)</sup>（一二項）及び *hypothèque* を含む「抵当権」<sup>(19)</sup>（一〇項））が消滅する（三項）効果を有する船舶（一七項）の裁判上の売買をすべて含む<sup>(20)</sup>（八項）。裁判所など権限機関による裁判上売買に関する証明書の発行を前提としている（二項）。

裁判上売買の通知を受ける者及び異議申立のできる者を裁判上売買の直前に所有権（登記（一六項・一八項、裸備船登記について二〇項）所有者（一一項））又は登記された抵当権又は担保権（一五項）を有する者（七項）<sup>(21)</sup>に限っている。なお、Clean Title の定義（三項）において、抵当権及び担保が買受人（一二項）により引き受けられた場合には、買受人はその負担を承継する旨定めているのは、海外の裁判上売買の手続きにおいてそのような競落があり得るからであって、本邦にはそのような制度はない。

裁判上の売買により消滅する担保権などの権利制限を登記如何にかかわらずすべての権利制限としている（二項）ことにより、未登記の先取特権も消滅する。未登記の船舶先取特権（九項）を有する者は裁判上売買の実施機関がその存在を配当要求などにより知らされている場合以外は通知先になっていないし異議申立権者にも入っていない（第三条）。本邦での登記された賃貸借は、第二項の *encumbrance*（負担）であり、かつ第七項の登記された担保（Registered Charge）に含まれ、したがって、「利害関係人」として通知を受ける一方、裁判上売買の完了後はこの権利制限は消滅するが異議申立をすることが出来ることになる。

（16） 裁判所以外の機関が行う同様の船舶競売があるからである。北京報告一八頁参照。

（17） 北京報告一七頁、ダブリン報告二一九頁参照

(18) ダブリン国際小委員会後の草案には「担保」に「privilege maritime」「notice of interest」の文言があったが、いずれもハンブルグ国際小委員会において賛成多数により削除された。フランス法ないしパナマ法上の概念であり、「その他船舶に対し主張し得る権利」との文言でカバーされたとの考えに基づく。「right of retention」の文言についてもハンブルグ国際小委員会において同様に必要との提案がなされ賛成多数で削除された。

(19) 英文では「mortgage/hypothèque」と並列表現されている。

(20) オスロ国際小委員会では対象となる船舶の裁判上の売買の範囲についてその原因債権の観点から種々の議論がなされたが、最終的に、条約の目的を考えて、船舶の裁判上売買の原因債権を問わず、対象となる船舶の裁判上売買をその効果の面から定義することとなった。その経緯については、オスロ報告五二頁、北京報告二〇頁参照。

(21) ハンブルグ国際小委員会で、異議申立できる者に登記されていない抵当権者・担保権者を含めるべきとの提案が再度なされたが、現在までの議論を踏まえ不採用となった。

## 第二条 適用範囲

条約の適用範囲を、締結国の裁判上売買の他の締結国での承認に限定することとしていたところを、ハンブルグ国際小委員会で、他の締結国の裁判上売買のみではなく広く他国での裁判上売買の締結国での承認に適用されるが、条約締結国は、他の締結国での裁判上売買のみに限定して条約を適用する留保権を有することとした。<sup>(23)</sup> 具体的には、第二条から「条約締結国」の文言を削除して単なる「他国」とし、第九条を新設して締結国で実施された裁判上売買のみ本条約が適当されるところとする留保権を認めた。<sup>(24)</sup> 登記についても登記国が締結国でなければ本条約の適用はないが、<sup>(25)</sup> パナマ、マルタ等の主要船舶登記国は裁判所の証明書があれば登記変更を認める実務である。

(22) 北京報告二三頁参照。

(23) ハンブルグ国際小委員会では、カナダ、ギリシャなどの海法会により広く批准を求めるために締結国での裁判上の売買に限定すべきでないとの提言がなされ、一方、フランス、ドイツ、日本などの海法会より条約締結国以外の国で行われた裁判上売買についても締結国に承認義務を課すことは締結国の保護に欠ける、reciprocityの原理に反するなどの理由での反対がなされた。賛否拮抗していたが、留保条項（第九条）の新設により賛成多数となった。

(24) ハンブルグ国際小委員会において日本海法会はこれについて reciprocity が認められる他国で実施された裁判上売買のみに本条約が適用される旨の条項を提案したが、第九条の新設によりこの改訂は不要となった。

(25) 本邦が締結国となった場合の登記変更に関する問題については第六条のコメント参照。

### 第三条 裁判上の売買の通知

通知は基本的に裁判上売買の実施国の法令に従ってなされる（一項）<sup>(27)</sup>。各国の通知に関する法令を尊重しかつ批准国の本条約批准を容易にするため、裁判上売買の実施国の批准した条約法令に基づく通知方法が認められている（五項）<sup>(28)</sup>。裁判上の売買の三〇日及び七日以上前<sup>(29)</sup>の事前通知（三項）を第一項に列挙する（a）船舶登記管掌機関（裸傭船登記を含む）<sup>(30)</sup>、（b）登記された抵当及び担保権利者、（c）裁判上売買の実施機関が債権の通知を受け取っている<sup>(31)</sup>船舶先取特権の権利者、（d）船舶所有者（裸傭船登記ある場合には裸傭船者（二項）<sup>(32)</sup>）を行う。通知は、被通知人の利益を保全するために十分なものでなければならぬ（三項（c））が、一方で裁判上売買を無益化し又は著しい遅延が生じることのないように行う（四項）。適切と判断する場合には公告その他の方法（四項（b））により通知をする。なお、通知先及びその住所については、裁判上売買の実施機関は船舶登記の内容に依拠して通知がなされて良いこと（六項）及び通知先が合意する場合にはその方法による通知が認められることとしている（七項）<sup>(33)</sup>。

(26) 通知の方法については、英米法系国と大陸法系国との間に大きな相違があるがそれらを統一して定め、これに従った通知がなされる限り有効なものとして認め、これに対する異議を最大限抑制して船舶の裁判上売買の結果の安定を図ろうというのが本条約案の重要な基本方針である。そのため、成案に至るまで多くの議論がなされた。ダブリン報告一二三頁以下参照。

(27) ダブリン国際小委員会では、一九九三年条約との関係で「受領を確認できる方法」による通知が要求されることを如何に扱うか（北京国際小委員会後の草案では「受領を確認できる方法」による通知が要求されていた）が議論され、このような条約に拘束されることを妨げない旨の条項（成案第一〇条）が設けられると共に、通知は裁判上売買実施国の法令に従う旨の文言を加えた（成案第三条）。ダブリン報告一二四頁以下参照。ハンブルグ国際小委員会において、ベルギー海法会代表より「通知が出来る限り迅速になされる（shall be given as expeditiously as possible）」（第四項）との文言では、一九九三年条約やハーグ送達条約との関係で問題を生じるゆえに、効果的になされる（effectively given）とすべきとの提案がなされた。英米法系国の裁判上売買の迅速性を重んじる立場からは種々の反対論が出され、これに対して大陸法系諸国海法会代表からは様々な文言変更による対処案が出された。結局、「迅速に」を削除する一方、「効果的に」との文言も加えず、裁判上売買実施国の法令（すでに批准した条約を含む）に基づく通知を認め「裁判上売買を無益化し又は著しく遅延する」ことのないような方法で通知することとして成案とすることになった。

(28) 海外締結国からの通知方法については、本邦その他一九六五年ハーグ送達条約批准国では、海外の裁判上売買実施国が同条約の基準を満たさない通知方法によって通知がなされた場合に問題が生じる。それが被通知人の利益を保全するに十分であり（三項（c））、かつ適切な方法と認められる（四項（a））限り、本邦では外国判決ないし仲裁の承認における場合と同様の基準で、承認が可能であり、逆にそれ以下であれば、本条項三項（c）、四項（a）違反ないし第八条の公序良俗違反として外国での裁判上売買の効果を拒否することになると思われる。

(29) 通知期間については、より短期を適当とする英米法系国海法会代表と本邦を含む大陸法系国海法会代表との対立があったが、ダブリン会議で上記のとりの合意を得た。現条約案に関する限り日本法を前提としても支障はない。

(30) 本邦船舶競売手続では船舶登記管掌機関（裸傭船登記国ある場合には当該国船舶登記管掌機関を含む）が外国にある場合にはこれに対する通知は必要がない（他国でも多くは同様のようである。ブエノスアイレス報告四一頁参照）。したがって、本邦船舶競売手続を他の締結国で効力あるものとするためには、本邦競売手続での通知先に海外船舶登記管掌機関を加える必要がある。

(31) 論理的には趣旨不明確な文言である。負債過多となった船主の有する船舶について抵当権者が申し立てた競売という典型的な

事例を考慮すると、申立人に未登記の先取特権者の検索・特定・通知の義務を課するのは酷であり、先取特権者に対する保護を計る方法としては、本条約の規定するところ以外の方法を考え難い。本邦の船舶競売手続きでの通知先（民執法八七条）と実質差異はない。なお、ブエノスアイレス報告四二頁参照。

(32) ハンブルグ国際小委員会では、ベルギー海法会代表より「船舶所有者」に加えて「船長」に対する通知も認めるべきであるとの提言がなされた。船長に対する通知は実務上ほとんどの事案で行われこれを認めないと船舶所有者に対する通知は困難な場合が多い。各国により種々の論議がなされた。日本海法会はこれは船長の船舶所有者代理権限に関する各国の法令の適用に任せるべきで「船長」の文言を加えるのは適当でないと主張した。賛否拮抗したが否定多数で「船長」の文言は加えないこととなった。なお、ブエノスアイレス報告四一頁参照。

(33) ハンブルグ国際小委員会で提案・採用された条項である。

#### 第四条 裁判上の売買の効力

すべての抵当権、先取特権などの担保権・権利制限が消滅し、制限のない所有権が買受人に移転する（一項）。担保権者などの裁判上売買後の未回収債権額の残存（二項）は当然のことである。<sup>(34)</sup>

(34) 北京報告二六頁参照。

#### 第五条 裁判上の売買についての証明書の発行

本条約において、裁判上売買の実施機関による証明書は、他締結国での裁判上売買による所有権移転の最終的証拠となり、これを前提に登記変更・承認が行われ、また、裁判上の売買に対する異議を排除することとなる。ダブリン国際小委員会で証明書の書式を提示すべきであるとの提案がなされ、<sup>(35)</sup>ハンブルグ国際小委員会で書式を作成し付録と

して添付することとなった<sup>(36)</sup>。本邦裁判所では、競落人の求めがある場合に運用として同様の文書を発行した例がある。

(35) ダブリン報告一二八頁参照

(36) 他の条約に例はあるものの、このような書式添付については反対意見も相当数あったが、最終的に採用された。証明書書式については本号末尾条約案及び仮訳参照。

## 第六条 船舶登記の抹消及び登記

船舶登記国に裁判上の売買の結果に従い登記変更を行う義務を課す規定であり、競落人による迅速な船舶登記変更を目的とする<sup>(37)</sup>。

本邦が締結国となる場合、買受人が裁判上の売買に付された外国籍船を日本籍としたい場合、登記の前提として船舶原簿に登録をせねばならず、そのためには外国籍抹消の証明書が必要である。その外国が締結国でなく外国籍抹消が出来ない場合（もっとも、パナマなど多くの船舶登記が行われる国では外国裁判所の裁判上売買の証明書に基づく登記変更を認めている）には、二重国籍を回避するための外国籍抹消の証明書を船舶原簿登録のための前提から外さない限り、本邦が締結国になっても本邦での登記は出来ない<sup>(38)</sup>。逆に、日本籍船が締結国で裁判上に売買に付され外国人が競落し外国籍としたい場合には、管轄官庁が職権で船舶原簿の抹消を行い、それを前提に登記抹消嘱託を行うことになる。

(37) オスロ国際小委員会後の第二次草案には裁判上売買に対する異議申立がなされた場合の登記変更拒否、異議申立が認められた

場合の登記の復元を認める条項があった（オスロ報告三一頁及び同末尾二四—二五頁）が、北京国際小委員会において、裁判上売買の法的安定性及び競落人の利益を害するとして削除された。北京報告二九頁参照。

(38) ブエノスアイレス報告五〇頁参照。

## 第七条 裁判上の売買の承認

他国の裁判所その他権限機関の裁判上売買の完了についての五条に定める証明書を前提に、締結国の裁判所は、その裁判上売買以前の所有権その他の権益の消滅及び買受人の所有権を認め（二項）、裁判上売買以前の所有権・抵当権・担保に基づく船舶の差押を拒否し又は差押えられた船舶を解放する（二項）。

公序良俗違反又は裁判上の売買時に船舶がその地に居なかったこと（第八条参照）以外を理由とする裁判上売買に対する異議申立は裁判上売買の実施国裁判所が専属管轄を有する（三項）。裁判上売買の実施国の手続に本条約に定める手続違背のある場合には本条四項の異議申立の対象となるが、その程度が著しく正当手続違背と認められるような場合には、公序良俗違反として第八条の問題になり、裁判上の売買の実施国以外の裁判所も管轄権を有する<sup>(40)</sup>。

異議申立は利害関係人のみがなし得るが、求償は船舶又は善意の買受人に対しては行使できない（四項）。五条証明書は公序良俗又は裁判上売買の時に船舶がその地に居なかったこと以外を理由とする裁判上の売買の効果に関する紛争の最終的証拠となる（五項）。

第二項の差押禁止条項の例外は「利害関係人」のみに限られている（四項）が、「公序良俗違反」による承認拒否を定める八条三項は「利害関係人」以外の者も申立可能としている。

(39) ハンブルグ国際小委員会において、トルコ海法会代表より、五条証明書は裁判上売買の実施国で裁判上売買に関する異議が行い得ない、すなわち、*final and conclusive* になった時点で発行されなければ不都合が生じるとの提案がなされたが、カナダ海法会代表などにより、裁判上売買の完了時点で五条証明書が発行され、これに依拠して競落人の地位を判断するのであれば競落人の地位を害するとの反対論が出され反対多数で不採用となった。

(40) ハンブルグ国際小委員会において、韓国海法会代表より、通知に関する手続違背があった場合の利害関係人以外の者による異議申立権を規定すべきとの提案がなされた。中国海法会代表より、通知手続違背の場合には第三条違背としてまず通常の異議申立がなされるべきであるとの反対論が出された。反対多数で不採用となった。日本海法会は、このような場合は第八条三項の正当手続違反として公序良俗違反となり得る事案であって、この点を明確にするため、第七条三項の当初に「第八条三項が適用される場合を除き」との文言を設けるべきであるとの提案をした。七条一項にその旨の文言があると共に、想定されている事案が極めて例外的であり、七条三項に提案文言を挿入するのは異議申立を抑制する趣旨から不適当との論議がなされ、反対多数で不採用となった。

## 第八条 承認が停止又は拒絶される場合

他国での裁判上売買又はその効果の承認は、裁判上の売買の時に船舶が当該実施地に居なかった場合（一項）、利害関係人が異議申立をして裁判上売買の実施国の裁判所がその効力差止・無効を決定した場合（二項）、公序良俗に明白に違反する場合（三項）にのみ拒否される。

北京草案には、異議申立期間を裁判上の売買の実施日より三ヶ月以内に限定する規定があったが、<sup>(41)</sup>ダブリン国際小委員会において、各国の法制が異なり異議申立期間はより早期の場合もあるから、各国の法制に任せるべきであると提案がなされ、<sup>(42)</sup>削除された。

ダブリン国際小委員会で、公序良俗違反による裁判上売買の効力否定の審査では手続に関する精査を排除すべきで

あり、その方法として公序良俗違反が「明白に (manifestly)」認められる場合にのみ、承認を停止又は拒絶されることがすべきものと提案された。<sup>(43)</sup> 日本海法会は、「(i) 裁判上の売買及びその手続、(ii) 裁判上の売買の根拠となる債権及び証拠書類」が公序良俗に反する場合には承認を拒否し得るとすべき旨提案していた。<sup>(44)</sup>

他の条約、例えば、国際連合国際商取引委員会による国際倒産に関する模範法典及び制定ガイド (UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency and Guide to Enactment) 第六条は、債権が締結国の公序良俗に「明白に」違反する場合の適用除外を定めているが、制定経緯からすると、この「明白に」という文言は、単に国際関係での法的判断の経験の少ない国において当該「公序良俗」が純粋な国内の「公序良俗」ではなく、国際社会を前提とした「公序良俗」であることを認識させる機会を与える意味を有する程度の機能しかない、と思われる。<sup>(45)</sup> 本邦は、これを国内法化した時点で、「明白に」の文言を外している。<sup>(46)</sup> 「明白に」という文言があるかないかで本邦において現実の運用に大きな影響があるとは思われない。

(41) 北京報告三四頁参照。

(42) ダブリン報告一三二頁参照。

(43) ブラッセル I 規則 (二〇〇〇年十二月二日民事商事判決の管轄承認執行に関する EC 評議会規則 44/2001 号) (The Brussels-I-Regulation (Council Regulation (EC) No. 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgements in civil and commercial matters) 二四條一項及びハルガーノ条約 (二〇〇七年一月二〇日民事商事判決の管轄承認執行に関する条約) (The (new) Lugano Convention (Convention on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgements in civil and commercial matters of 30 October 2007) 第三四條一項も同様の規定をいつらる。

(44) ダブリン報告一三三頁参照。

(45) UNCITRAL, Report of the Working Group on Insolvency Law on the Work of 18th Session (A/CN.9/419, para 40),

19th Session (A/CN.9/422, paras 84-85), 20th Session (A/CN.9/433, paras 156-160), 21st Session (A/CN.9/435, paras. 125-128).

(46) 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年二月二十九日法律第一二九号) 第二一条一項三号。

## 第九条 留保

条約の効果を促進する目的に資するとして、ハンブルグ国際小委員会で適用の範囲を他国での裁判上の売買すべてに広げたが、条約批准を容易にするために、締結国に、裁判上売買実施国を締結国に限定する留保権を認め<sup>(47)</sup>た。

(47) 第二条の説明を参照。

## 第一〇条 その他国際協定との関係

本条約が他の二国間又は多国間条約・協定などに基づく裁判上の売買の承認に影響しない旨規定する。裁判上売買の通知の方法について締結国によっては既存の条約に定められた方法による義務があるという問題を契機に北京草案で加えられた条項<sup>(48)</sup>で、具体的には、一九九三年条約、ハーグ送達条約、判決の承認執行に関する Brussels-I 規則 (Council Reg. (EC) No.44/2001 及び二〇一五年一月一五日発効の Reg. (EU) No.1215/2012) などを想定している。

(48) 第三条の説明を参照。